

宛て名 支部長 殿	通 達 番 号 第 2026-009 号															
	2025 年 10 月 22 日															
	発 信 者 中央執行書記長 鈴木 佳祐															
連絡先 副支部長・組合員	電 話 (03) 5493-6440 F A X (03) 5493-6469															
標 題 「新生イトーヨーカドー労働組合の組合費」について																
日々の業務ならびに諸活動たいへんおつかれさまです。 標題の件、新生イトーヨーカドー労働組合の活動スタートに伴い、今後以下の内容にて組合費の徴収を行ってまいります。支部の組合員への周知をお願いいたします。 — 記 — 1. 経緯・主旨 新生イトーヨーカドー労働組合の結成にあたり、旧 IY・旧 Y0 両組織の良さを残しつつ、約 18,000 名の組織のスケールメリットを活かしながら組織として持続的な運営を続けていくことのできる、「組合費」の設定について、2025 年度においては各機関会議にて議論を重ねてきました。その内容を踏まえ、2025 年 6 月 19 日（木）に開催された「臨時中央大会」において、新たな組合費の設定を含む新生イトーヨーカドー労働組合の運営ルールである「組合規約」が承認されました。今回の通達発信内容は新たな組合規約の適用開始に伴い、組合費について再周知を行うものになります。 2. 適用開始日 【NAEF 嘱託組合員】 2025 年 10 月 24 日（金）給与払いより開始 【P 組合員】 2025 年 11 月 10 日（月）給与払いより開始 3. 組合費概要 <table><thead><tr><th>区分</th><th>組合費</th><th>組合費上限</th></tr></thead><tbody><tr><td>ナショナル・エリア 組合員</td><td>基準内給与×1.5%+300 円</td><td>6,200 円</td></tr><tr><td>フィールド・ エキスパート・ 嘱託組合員</td><td>基準内給与×1.5%+100 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>パートナー組合員 ※1</td><td>契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+100 円</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>パートナー組合員 ※2</td><td>契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+70 円</td><td>1,500 円</td></tr></tbody></table> ※1 月契約時間が 120 時間以上 150 時間以下もしくは週契約 30 時間以上 ※2 月契約時間が 87 時間以上 120 時間未満もしくは週契約 20 時間以上 ※休職期間中の方、パートナー組合員の方でその月の給与総額が 20,000 円未満の時は組合費を徴収いたしません。 ※図中の+300 円、+100 円、+70 円は上部団体に会費として納めています。 ※ナショナル・エリア・フィールド・嘱託組合員については政治団体である「ゆたかな明日を築く会」月会費 200 円は上記計算式の中には含まれておりません。 4. その他 発信内容についてご不明な点は各担当グループ長へご確認ください。 以 上		区分	組合費	組合費上限	ナショナル・エリア 組合員	基準内給与×1.5%+300 円	6,200 円	フィールド・ エキスパート・ 嘱託組合員	基準内給与×1.5%+100 円	4,500 円	パートナー組合員 ※1	契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+100 円	2,400 円	パートナー組合員 ※2	契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+70 円	1,500 円
区分	組合費	組合費上限														
ナショナル・エリア 組合員	基準内給与×1.5%+300 円	6,200 円														
フィールド・ エキスパート・ 嘱託組合員	基準内給与×1.5%+100 円	4,500 円														
パートナー組合員 ※1	契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+100 円	2,400 円														
パートナー組合員 ※2	契約時間を上限とした基準内給与 ×1.5%+70 円	1,500 円														